

鳥取市養育費確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市養育費確保支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ひとり親家庭における児童の健全な成長に必要な養育費に係る公正証書等の作成に要する費用を補助することで、ひとり親の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、養育費の継続した履行確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のいない者で現に児童を扶養している者をいう。
- (2) 児童 20歳に満たない者をいう。
- (3) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。
- (4) 債務名義 養育費の請求権を明らかにした強制執行認諾約款付公正証書、調定調書、審判書、判決書、和解調定書等をいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、鳥取市に居住し、交付申請時においてひとり親であって、次に掲げる受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 養育費の取決めに係る費用を負担した者
- (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- (3) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (4) 過去に同一の児童を対象として、国、県その他団体を含め、養育費の取決めを交わした同内容の文書に係る補助金を交付されておらず、交付される予定のない者

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業は、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱（平成20年10月14日付厚生労働省発雇児第1014001号厚生労働事務次官通知）に基づき実施する離婚前後親支援事業とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取決めに要する経費のうち補助対象者が負担した次に掲げる経費とする。

- (1) 公証手数料令（平成5年政令第244号）に定められた公証手数料及び公証人役場に支払った費用（養育費以外の法律行為のみの手数料は除く。）
- (2) 家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代

(本補助金の交付額)

第7条 本補助金の交付額は前条に定める補助対象経費の全額と20,000円のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第8条 本補助金の交付にかかる事業は、規則第11条の2に規定する市長が別に定める場合とし、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続きを併合して行うこととし、本補助金の申請及び請求に係る申請書は、鳥取市養育費確保支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

2 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公正証書等を作成した日（本要綱の施行日以降の日に限る。）の属する年度の末日までに前項の申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し。申請者が扶養している児童を対象として児童扶養手当の受給資格を有している場合にあっては、児童扶養手当証書の写し
- (2) 補助対象経費の領収書又はこれに準ずる書類（以下「領収書等」という。）の写し
- (3) 養育費の取決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る。）の写し
- (4) その他、市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第9条 本補助金の交付決定は、前条により提出された申請書及び添付書類について審査を行い、交付の可否を決定することとし、原則として交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、申請者に対し、規則第7条第1項の交付決定通知書又は鳥取市養育費確保支援事業補助金不交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(審査に係る留意事項)

第10条 市長は、第8条第3項第2号に規定する書類に、次に掲げる内容が記載されていることを確認するものとする。ただし、郵便局及び官公署が発行する領収証書並びにレシートについては、この限りではない。

- (1) 宛先
- (2) 領収年月日
- (3) 領収金額
- (4) 取引内容（但し書き）
- (5) 領収者の住所及び氏名、領収印

2 市長は、第8条第3項第3号に規定する書類に、次に掲げる内容が記載されていることを確認するものとする。ただし、第2号については公正証書に限る。

- (1) 養育費の取決め
- (2) 強制執行認諾約款

(着手届を要しない場合)

第11条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第12条 本補助金に係る事業は、規則第12条ただし書の市長が指定する補助事業等とし、同条に定める実績報告書の提出は要しないものとする。

(養育費受給状況報告書の提出)

第13条 本補助金の交付を受けた者は、交付決定日の1年後の月末までに、養育費受給状況報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住所
氏名
電話番号

鳥取市養育費確保支援事業補助金交付申請書兼請求書

鳥取市養育費確保支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取市養育費確保支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、補助金の交付にあたり必要な事項の確認のための公簿等の閲覧、領収書及び養育費の取決めをした文書等の写しを取ることに同意します。

なお、交付決定後は、交付決定額を請求します。

記

ひとり親になった年月日		年 月 日		
債務名義を取得した年月日		年 月 日		
対象児童の氏名・生年月日			年 月 日生	
			年 月 日生	
			年 月 日生	
			年 月 日生	
			年 月 日生	
過去に公正証書作成費に係る補助金等を受けたことが 有る ・ ない ※いずれかに○				
補助金の額の計算	補助対象経費の内訳	項目	金額	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合計	円	
	補助金申請額（請求額）	円 ※上限 20,000 円		

（裏面へ続く）

添付書類	全 員	☐	補助対象経費の領収書等の写し
		☐	養育費の取り決めに交わした文書(債務名義化した文書に限る。)の写し
		☐	振込口座確認書類(通帳、キャッシュカード等の写し)
		☐	その他、市長が必要と認める書類 ()
	児童扶養手当受給者	☐	児童扶養手当受給者証の写し
	児童扶養手当を受給していない者	☐	申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本の写し
		☐	世帯全員の住民票の写し

※収集した個人情報は、鳥取市養育費確保支援事業補助金の支給事務の目的にのみ利用します。

補助金の交付決定がされた場合は、下記の振込先口座へ振り込んでください。

振込先口座	金融機関名				支店名				
	口座番号 (右詰で記入)	普通							
	口座名義 (カタカナ)								

※申請者名義の口座を指定してください。

市記入欄	交付決定年月日 (請求年月日)	年 月 日	交付決定額	円
------	----------------------	-----------------	-------	---

様式第2号(第9条関係)

鳥取市指令受 第 号
年 月 日

申請人 住 所
氏 名 様

鳥取市長

鳥取市養育費確保支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました鳥取市養育費確保支援事業補助金の交付については、下記の理由により不交付と決定しましたので、鳥取市養育費確保支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 交付しない理由

以上

様式第3号（第13条関係）

養育費受給状況報告書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所

氏名

以下のとおり、受給状況を報告します。

- 1 受取人について
氏名： (母 又は 父 ・ 児童)
- 2 養育費を支払った者
氏名：
- 3 補助金の交付決定年月日 年 月 日
- 4 養育費として受け取った額
※補助金の交付決定日から1年後の月末まで
(年 月 から 年 月 まで)

年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円		

合計	円
----	---